

令和8年9月29日

各位

|               |                                        |
|---------------|----------------------------------------|
| 会社名           | 株式会社アイビー化粧品                            |
| 代表者名          | 代表取締役社長 白銀 浩二<br>(コード番号 4918 東証スタンダード) |
| 問合せ先<br>役職・氏名 | 常務取締役 経営管理部 Manager<br>中山 聖仁           |
| 電話            | 03-6880-1201                           |

## 花王株式会社に対する訴訟提起に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、花王株式会社(以下「花王」といいます)に対し、以下の内容の訴訟を提起することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 法的措置の着手決定に至った経緯および理由

当社は、令和7年3月スキンケアシリーズ「BASIC+」(以下「当社商品」といいます)の販売を開始し、そのブランド価値の育成に努めてまいりました(ご参考;令和7年1月27日「新製品発売および売上高等への影響に関するお知らせ」)。また、当社は「BASIC+」シリーズに関連する商標権(商標登録第6933166号)を保有しています。

「BASIC+」シリーズは、令和7年3月発売以降、30万個を超える大ヒットの出荷数を記録し、当社のスキンケアブランドの中で、年間で最も出荷数の多いブランドです。当社は、日本全国において令和7年3月の発売以来、全国の各都市において多数の販売員および顧客を対象とした勉強会を継続的に実施しており、「BASIC+」を用いた製品の販売および教育・プロモーション活動を展開しております。

今般、花王による令和8年6月24日付プレスリリースにおいて、「SOFINA BASIC+」(以下「花王商品」といいます。)を、花王が令和8年8月8日に新発売する事実が判明いたしました。

当社は花王に対し、当社商品と花王商品につき誤認混同が生じる懸念及び当社の「BASIC+」ブランドの希釈化に対する懸念を通知し、花王商品の名称変更または当社からの使用許諾を得ることを求めましたが、花王は花王商品を販売することは法的に問題ないと主張し、当社の請求を拒絶しました。

冒頭でもご説明したとおり、「BASIC+」シリーズは、当社のスキンケアブランド中、年間で最も出荷数の多いブランドであり、当社の最重要ブランドです。当社が先に「BASIC+」という名称の使用を開始し、お客様へのブランドの浸透を図っているにもかかわらず、当社よりも規模で勝る花王が後から「BASIC+」という語句を含む花王商品の販売を開始し、大々的な広告を行なった結果、需要者が「BASIC+」という表記から花王を想起するという事態が発生するとしたら、そのような事態は当社として到底受け入れることはできません。

このため、当社は商標権侵害及び不正競争防止法違反を理由として、花王に対して花王商品の販売行為の差止等を求める訴訟を東京地方裁判所に提起することとしました。

また、花王商品のパッケージ正面には、「角層細胞レベルまでうるおい変わる」と記載し、その際「角層細胞」「変わる」のフォントを大きく表示しています。また、花王商品のパッケージ正面には、「自発吸水テクノロジー」、「空気中の水分を取り入れ、水質感ベールが特徴」といった記載もあります。当社はこれらの表現を化粧品に使用することは、「化粧品等の適正広告ガイドライン」に抵触している可能性があると考えております。すなわち、当社はこれらの表示が消費者に対して医薬品医療機器等法第66条第1項で禁止される虚偽・誇大広告に該当する疑いがあり、ひいては商品の品質を誤認させるものとして、不正競争防止法上の不正競争行為に該当する可能性があると考えております。このため、上記訴訟を提起するに際し、これらの表現の差止めを求める予定です。

当社は知的財産を重要な経営資源と位置付けており、当社の知的財産権を侵害するような行為に対しては断固たる措置を講じ、厳正に対処していく所存です。

## 2 訴訟提起の相手方の概要

|               |                           |
|---------------|---------------------------|
| (1) 名称        | 花王株式会社                    |
| (2) 所在地       | 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 14 番 10 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 長谷部 佳宏              |

## 3 訴訟の内容及び請求の要旨

- (1) 花王に対する、商標法および不正競争防止法に基づく、「SOFINA BASIC+」等の表示の使用差止、当該表示を付した製品の製造・販売及び広告宣伝の差止め並びに当該製品の廃棄を求める民事訴訟の提起
- (2) 不正競争行為に対する損害の一部請求として、1200万円の支払請求

## 4 今後の見通し

本件が当社の令和9年3月期の業績に与える影響につきましては、今後の訴訟等の進捗状況を踏まえ、開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

(将来に関する記述等についての注意点)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

以 上